

平成27年松茂町議会第2回定例会会議録

第2日目（6月12日）

○出席議員

- 1 番 鎌 田 寛 司
- 2 番 川 田 修
- 3 番 板 東 絹 代
- 4 番 立 井 武 雄
- 5 番 佐 藤 禎 宏
- 6 番 森 谷 靖
- 7 番 原 田 幹 夫
- 8 番 一 森 敬 司
- 9 番 藤 枝 善 則
- 10 番 佐 藤 富 男
- 11 番 佐 藤 道 昭
- 12 番 春 藤 康 雄

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	広瀬憲発
副町長	吉田直人
教育長	庄野宏文
会計管理者	池田忠男
総務参事	吉成均
民生参事	米田利彦
教育次長	吉田英雄
総務課長	大迫浩昭
税務課長	南東稔
危機管理室長	吉崎英雄
建設課長	井上雅史
水道課長	小坂宜弘
産業環境課長	原田賢
下水道課長	石森典彦
町民福祉課長	鈴谷一彦
健康保険課長	谷本富美代
社会教育課長	尾野浩士
学校教育課長	山下真穂

○職務のため議場に参加した職員の職・氏名

議会事務局長	古川和之
議会事務局局長補佐	入口三恵子

平成27年松茂町議会第2回定例会会議録

平成27年6月12日（第2日目）

○議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

佐藤 禎 宏 議員

- (1) 老人福祉センター「松鶴苑」の改修計画について
- (2) 内水ハザードマップの策定計画について

川 田 修 議員

- (1) 松茂町の公共事業の取り組みについて
- (2) 公共工事の品質確保の促進に関する法律等について
- (3) 町内建設業者の育成について

立 井 武 雄 議員

- (1) 公園と遊歩道について

日程第2 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

専決第 4号 松茂町税条例等の一部を改正する条例

専決第 5号 松茂町国民健康保険条例の一部を改正する条例

専決第 6号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第 7号 子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例

専決第 8号 平成26年度松茂町一般会計補正予算（第7号）

専決第 9号 平成26年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第5号）

専決第10号 平成26年度松茂町水道特別会計補正予算（第4号）

日程第3 議案第39号 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合同規約の変更について

日程第4 議案第40号 平成27年度松茂町一般会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第41号 平成27年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第42号 平成27年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）

平成27年松茂町議会第2回定例会会議録

第2日目（6月12日）

---

---

午前10時00分再開

○議会事務局長【古川和之君】　ただいまから平成27年松茂町議会第2回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、春藤議長からご挨拶がございます。

○議長【春藤康雄君】　おはようございます。議員各位の皆様には、公私ともに大変ご多用の中をご出席賜わりまして、厚くお礼を申し上げます。

最近の気になることは、日本年金機構がサイバー攻撃を受け、年金情報約125万件が外部に流失をしたということになっております。また、このインターネット回線を使うIP電話が乗っ取られ、知らないうちに国際電話を掛けられて高額の電話料金を請求される被害が全国的に多発をしております。来年の1月には、全国民に番号を割り振る共通番号、マイナンバー制度の運用が始まります。これらの原因の究明と再発防止に取り組んでもらいたいのが念願でございます。また、この運用開始には万全の体制で導入していただきたいものと思っております。

さて、本日は、町政に対する一般質問の日でございますが、3名の質問者は簡潔明瞭に、回答者は詳しく明快にさせていただくようお願いを申し上げまして、私の冒頭の挨拶にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

---

○議長【春藤康雄君】　ただいまの出席議員は12名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長【春藤康雄君】　これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

---

○議長【春藤康雄君】　日程第1、「町政に対する一般質問」を行います。

通告のありました5番佐藤禎宏議員にお願いします。

○5番【佐藤禎宏君】　それでは、議長の許可を得ましたので、通告してありました一

般質問、2問について質問をさせていただきます。

ちょっと余談になりますが、最近、コウノトリが話題になっております。お隣の鳴門市大麻町にコウノトリ2羽がすみついて巣を作って仲良くしているようでございます。この鳥は幸せを運んでくれると言われておりますので、早く二世が誕生してすくすくと育て、大麻町から松茂町へ親子で遊びに来ていただいて松茂町へも幸せを運んでいただきたいとこのように思うところでございます。

さて、余談はこのぐらいいたしまして、一般質問に入らせていただきます。

1問目、老人福祉センター松鶴苑の改修計画についてお尋ねをいたします。

老人福祉センター松鶴苑の改修計画について、その実施時期と内容についてお尋ねいたします。同施設は、高齢者の憩いの場としてたくさんの方々が利用されております。入浴したり、碁や将棋をしたり、カラオケを楽しんだり、健康増進器具を使って1日を楽しく過ごせる施設であります。建築して三十数年が経過し老朽化が目立つようになってきておりますので、どのように改修するのか。また、このたびの改修計画にあわせて、設備や各部屋にある健康器具、カラオケの機械、テレビ等の備品類等についても、更新や内容の充実を図り、高齢者の憩いの場として1日ゆっくりと楽しめる松鶴苑に一新する計画についてもお尋ねをいたしたいと思っております。答弁、よろしく申し上げます。

○議長【春藤康雄君】 米田民生参事。

○民生参事【米田利彦君】 それでは、佐藤禎宏議員のご質問の老人福祉センター松鶴苑の改修についての答弁をさせていただきます。

まず初めに、老人福祉センターの改修計画についてのご質問ですが、老人福祉センター松鶴苑は、昭和56年に松茂町広島字三番越2-2に建設された地上2階建ての施設でございます。設置から34年が経過しており、利用者ニーズとの乖離が認められる部分に対して施設のリニューアル及びバリアフリー化を行うことで、利用の促進、コミュニティ活動の活性化、並びに高齢者福祉の向上を図るため、平成28年度に大規模改修を予定いたしております。

本年度は、当初予算に松鶴苑改修工事実施設計委託料として950万円を計上しております。改修の内容は、各部屋のバリアフリー化、並びに外周、外部の改修、それから、漏水改修、手すりの設置、浴室・トイレの改修、照明器具・放送設備の改修、食堂・給湯室のIH化、室内建具の改修、空調関係の改修、太陽光発電の設置などのリニューアル改修を予定いたしております。

計画の段階では、事業費は1億7,400万円を予定し、改修にかかる財源については、防衛施設周辺民生安定施設整備事業の補助金を6,700万円を受けて実施する予定です。

また、老人福祉センターは、地震・津波等の災害時に社会福祉協議会の災害ボランティアセンターとなるため、平成26年度において、非常用発電機と災害時に使用する電話回線の改修を行っております。

次に、備品の健康器具、カラオケの設備、テレビ等の更新や内容の充実を図り、高齢者の憩いの場所として1日ゆっくり楽しめる松鶴苑に一新する計画についてのご質問ですが、このたびの改修では、施設のリニューアル及びバリアフリー化を行うもので、備品等の更新並びに老人福祉センターの新しい事業に対する計画はありません。なお、備品等につきましては、老朽化などによる随時更新を行っており、現在は不具合な備品はございません。また、老人福祉センターでは、運営事業といたしまして、入浴、送迎バスの運行、マッサージ器の利用、福祉バスの貸し出し、避難訓練、保健師による健康相談などの事業を実施しております。運営事業とは別に、町から社会福祉協議会に委託する生きがい講座では、高齢者のための生きがいと健康づくりの推進として、書道教室、生け花教室、踊り教室、カラオケ教室、三味線・民謡教室、絵手紙教室、フラダンス教室、オカリナ教室、健康教室など盛りだくさんな講座を老人福祉センターで開設し、1日ゆっくり楽しめる松鶴苑として活用できるプランを用意しております。センター1階の教養娯楽室では、高齢者の方々がそれぞれ自由に囲碁や将棋を楽しめるスペースも用意しており、毎日楽しんで老人福祉センターを訪れる方も多く見られます。

今後、老人福祉センターの利用者の要望等がありましたら、備品の更新や新しい生きがい講座の開設について計画いたします。

以上、老人福祉センター松鶴苑の改修計画についての答弁です。

○5番【佐藤禎宏君】 議長。

○議長【春藤康雄君】 佐藤禎宏議員。

○5番【佐藤禎宏君】 答弁ありがとうございました。詳しく説明していただきましたので、改修内容についてはよく分かりました。

ただ、1点ちょっと備品の件について、これは、要望という形で要望させていただきましたので、答弁は結構でございます。

先ほど、米田参事の方から、この改修事業については、施設を、建物をリニューアルするので備品については対象としていないと、こういうお答えだったと思います。各部屋に

備品がたくさんあるんです。それは、本当に多くの方が利用していただいております。例えば、1階にあんま器とかマッサージ器がございます。これも、本当に多くの方が利用して、なかなか使用できないという状態のときもあったらしいです。それと、2階にはカラオケの設備がございます。これらについても、カラオケをしている方が多いので、何か、2回に割って、1部と2部と割って、今、しているそうでございます。それと、1階の娯楽室にはテレビがある。これも、皆、よく見ている。そういったテレビについては、先ほども、建物がリニューアル化されますので、そういった備品については、よく利用されている方に意見を聞いていただいて、そして、建物がリニューアル化されますので、備品についてもリニューアルしてほしい、新しい備品も入れてほしい、そういった要望がたくさんありますので、そのことを要望して、この松鶴苑の改修計画への質問は終わらせていただきます。

続いて、2問目に移らせていただきます。

内水ハザードマップの計画についてお尋ねいたしたいと思います。

今、日本列島、九州から関東地方ぐらまで梅雨に入っております。昨日も、テレビを見ておりますと、九州南部で大雨による被害が出ているようでございます。本町も、いつそういった大雨や集中豪雨、また、最近よく言われております、局地的な豪雨、いわゆるゲリラ豪雨でございますが、そういったものに見舞われる恐れがありますので、大雨や集中豪雨等からの浸水被害を最小限に抑えるため内水ハザードマップの策定が必要と思いますので、策定計画についてどのようなお考えでおるのか、お尋ねいたしたいと思います。

また、過去にもそういった豪雨や大雨とか台風等に見舞われた、本町は、経緯がございますので、排水対策、浸水対策を町はどのように今現在しているものか、そういったことについてもお尋ねいたしたいと思います。ご答弁よろしく申し上げます。

○議長【春藤康雄君】 原田産業環境課長。

○産業環境課長【原田 賢君】 佐藤禎宏議員からの、台風やゲリラ豪雨など大雨に対する対策はどうなっているか、内水ハザードマップの策定が必要ではないかとのこと質問にお答えいたします。

まず、大雨等による排水対策といたしましては、市街化区域には、都市下水ポンプ場3箇所、市街化調整区域内においては、産業環境課所管の農業用排水機場が町内に6箇所ございます。台風等、事前に大雨が予測される場合は、排水施設の適切な管理はもちろんのこと、水路の水をあらかじめ排出して、極力、水位を下げておくなどの措置をとり、浸水



被害を最小限にとどめるべく努めております。

また、内水排水対策事業として、平成23年の台風被害をきっかけに、平成24年度、25年度において、町内市街化調整区域の排水計画を検討いたしました。内水被害の原因を把握し、総合的に内水排除計画を立て、ポンプの整備を図ることを目的としたものです。大雨による洪水予想を策定し、排水ポンプの能力を算出して計画したものです。本年度は、中喜来排水機場のポンプ更新工事を実施中で、伊沢裏地区の排水ポンプ工事も実施する予定でございます。

次に、内水ハザードマップについてですが、内水ハザードマップとは、過去の浸水データや浸水シミュレーションをもとに内水浸水を想定し、内水による浸水情報と避難等に関する情報などを記載するものでございます。国土交通省において、平成18年3月に内水ハザードマップ作成の手引（案）が作成され、改定を重ね策定計画の促進が図られてきたところでございますが、松茂町においては、現在のところ策定しておりません。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、現状の浸水・冠水などの被害状況を調査しシミュレーションした浸水予想図は、排水対策検討業務により作成いたしております。これらデータは、現在、排水対策事業に活用いたしております。それに類するものとして、松茂町では、平成21年3月に松茂町洪水ハザードマップを作成し全戸配布いたしております。また、新しく住民となられた方にも窓口でお渡しをしております。100年に1回の大雨による河川の洪水等被害の想定を行い、町内21箇所の避難場所をお示ししております。これらの活用により対応をさせていただいておりますので、内水ハザードマップについては、今のところ、策定の予定はございません。今後も、排水施設等の適切な管理に努め排水対策を図ってまいります。よろしく願いいたします。

○議長【春藤康雄君】 佐藤禎宏議員。

○5番【佐藤禎宏君】 答弁ありがとうございました。

排水対策、浸水対策については、いろいろと考えてやっていただいたようであります。ポンプの更新や施設等、今年整備をしていただいているところでございます。今後についても、こういった排水機場の整備、それから、中にある排水ポンプの更新、増設、施設等を含めた整備対策をやっていただけますよう要望して私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長【春藤康雄君】 続きまして、通告のありました2番、川田議員にお願いをします。

○2番【川田 修君】 皆様、改めまして、おはようございます。当選間もない私が一般質問をするのは僭越とは思いますが、お許しをいただきたいと思います。初めてのことで、要領を得ない点は、後ほど、ご指導をいただければと思います。

公共工事の品質並びに、その担い手の中・長期的な育成確保の観点から、いわゆる担い手3法、改正公共工物品質確保促進法、及び改正建設業法、改正公共工事入札契約適正化法が成立し、昨年6月、公布・施行されました。これを受けまして、国土交通省、総務省、財務省の3省が入札契約適正化指針、昨年9月に改正された分ですが、これを反映した分で通知を各自治体に送付したと報道されております。建設投資の急減や受注競争の激化で疲弊した地域の建設業の課題を解決するため、ダンピング受注の防止や、適正な利潤を確保することを発注者に課すとあります。発注者は、建設業者とともに、いかにして品質のよい公共事業の執行をするかが問われていると思います。そして、この中には、多様な入札契約方式の導入・活用が求められております。

そこで、松茂町の公共事業の取り組みについて質問をします。

1番目として、入札制度について質問します。松茂町におきましては、以前から、指名競争入札で執行されてきたことを理解しております。私は、松茂町のような規模の小さな町は、この指名競争入札が適していると思っております。一般競争入札による執行は、主に一定規模以上の工事を中心に拡大をしてきたところではありますが、競争性が高くなる一方で、施工能力に欠ける者が落札し、公共工事の質の低下をもたらす恐れがあると言われております。一方、指名競争入札は、競争参加者が限定されることから、公正な競争を促進することが要求をされています。私は、町内業者育成の観点から、町内業者を中心とした指名競争入札を、今まで同様、今後も続けるべきであると考えております。本年1月30日に公共工物品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議から発注関係事務の運用に関する指針が出されております。この中では、競争参加者の設定方法の考え方に、地方公共団体は地方自治法施行令で定める場合、指名競争入札によることができるとあります。町の考え方をお尋ねします。

続きまして、2つ目の質問ですが、庁舎改築工事等の町発注工事で町内業者の活用についてお尋ねをしたいと思います。町発注の大型工事の町内への経済効果の観点から質問をしていきたいと思っております。

庁舎改築工事の入札は16日に予定をされていると聞いております。10億円近い金額の工事でありますから、その何割かでも町内に経済波及効果が出るように町として考える

べきです。建設業者の下請参入は、今までも町内業者優先使用を求めていたと思います。これからは、建設関連下請業者の町内業者優先使用だけではなく、町内への経済効果を考えていくべきであり、さまざまな業種で町内業者の優先活用を受注業者に求めるべきだと思います。そして、その成果を報告してもらいたいと思います。浄水場2期工事の発注も8億円余りで控えておるようでございますので、町内各種業者に少しでも多くの波及効果が出るように町としての対策を考えていただきたいと思います。町はどのように取り組むのか質問します。

以上、2点について、町としての答弁をお願いします。

○議長【春藤康雄君】 井上建設課長。

○建設課長【井上雅史君】 それでは、川田議員のご質問の、松茂町の公共事業の取り組みについてのうち、入札制度についてお答えをいたします。

先ほど川田議員のご質問の中にもありましたように、平成26年6月にインフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するために、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、及び建設業法が改正をされました。これに伴い、品確法の規定に基づき、現在及び将来の公共工事の品質確保、並びに、その担い手の中・長期的な育成、及び確保等の基本理念にのっとり、発注者を支援するために発注関係事務の運用に関する指針が定められました。この中に、工事の性格等に応じた入札契約段階には、適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等が求められ、工事の性格、施工実績及び地域要件などを踏まえ、競争性の確保に留意するとあります。競争参加者の設定方法には、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約があります。そして、落札者の選定方法には、価格競争方式、総合評価落札方式及び技術提案・交渉方式などがあります。このような多様な方法の中から適切な方法を選択する必要があります。

松茂町におきましては、地域活性化の観点から、地元企業が受注し地域経済に貢献することを期待し、地元企業の受注機会の確保を図るため、このような場合は指名競争入札で執行してまいりたいと考えております。現在、価格以外の要素も総合的に評価し、価格と品質が総合的に優れた公共調達が行える総合評価落札方式を試行し、競争性の確保に努めているところでございます。今後も、町内業者育成を念頭に置くとともに、公共工事の品質の確保のため、公正な競争の促進に努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長【春藤康雄君】 吉成総務参事。

○総務参事【吉成 均君】 それでは、私からは、川田議員ご質問の、松茂町の公共事業の取り組みについての中の2番目、庁舎改築工事等で町内業者の活用について、につきましてご答弁を申し上げます。

庁舎改築工事であります工事名、津波防災センター中央庁舎建築工事の入札は、議員ご認識のとおり、6月16日に入札を行うべく、現在は入札参加業者の指名と設計図書等の閲覧を終えた段階でございます。この工事は非常に大きな額を投資する工事であり、この工事を通じて町内の業者への経済効果があればとの思いは、町といたしましても、議員と考えを同じくするところでございます。したがって、このたび、閲覧に付しました当該工事の特記仕様書におきまして、当該工事の施工に際し、労務、資材、運輸、物品をはじめとする全ての事項において、町内業者で調達できるものについては、極力町内業者により調達することとし、竣工時にその実績を町内業者利用報告書にまとめて提出することと記載をいたしまして、町内業者の利用促進を図っているところでございます。

ただ、このことを強制しすぎますと、議員のご質問の中にもありました、適正な利潤の確保という公共工事の根幹に関わることもなりますことから、受注業者には一定の競争原理は確保しつつ、町内業者を広くかつ積極的に利活用していただくという考え方により指導を行ってまいりたいと考えております。

また、本年度は、水道事業におきましても、予算規模の大きな工事の発注が予定されております。この工事につきましても、庁舎改築工事と同様に、町内業者の積極的な利活用について受注業者への指導を行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上で庁舎改築工事等で町内業者の活用についての答弁とさせていただきます。

○議長【春藤康雄君】 川田議員。

○2番【川田 修君】 答弁によりますと、町内業者を中心とした指名競争入札制度を継続していただけるという答弁でございました。そして、また、次の2番目の質問に対しても、町内に経済効果が波及するような取り組みをしてもらえるとということで、これも、よろしくお願いをしたいと思っております。

ただ、吉成参事が申しあげましたことで、もちろん金額とか実績とかいうのは、これ、民々の取り引きでございますから、当然、そのことは念頭に置いて、地元でそのような力のないところを無理に使えというようなことは、これは、強制するべきでないものと私も

考えておりますので、そこら辺はご認識のようなことでお願いをしたいと思います。再問はありません。

続きまして、2番目の項目の、公共工事品質確保促進に関する法律等について質問をします。

1つ目ですが、担い手3法は前段述べたとおりでございます。この3法は、26年6月に改正、施行されています。昨年9月に入札契約指針が改正され、これを受けて国土交通省も財務3省大臣名で各発注機関に通知をしたということが報道されております。これも、前段申し述べたとおりでございます。この中に、適正な予定価格の設定があります。市場の実勢価格を反映して設計し、設計金額からの一部控除、いわゆる歩切りですが、これは、厳にしないこととされています。このことに町は対処できておりますか、質問します。

2つ目です。社会保険等の未加入業者の元請からの排除。元請による未加入業者との下請契約禁止、下請からの排除が要請をされています。県は、平成27年度、入札契約制度の改正で社会保険未加入対策を打ち出しておりますが、町はどのような対策をとりますか。

以上、2点について質問をします。

○議長【春藤康雄君】 井上建設課長。

○建設課長【井上雅史君】 まず、公共工事の品質確保の促進に関する法律等についてのうち歩切りの廃止についてお答えをいたします。

国による公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正を受け、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に、予定価格の設定に際し適正な積算に基づく設計金額の一部を控除する、いわゆる歩切りが、公共工事品質確保適正化法第7条第1項第1号に違反すると明記をされました。地方公共団体の長は、予定価格の設定について必要に応じた見直しが求められたことから、本町におきましては、平成27年4月1日より歩切りをしないよう対応をいたしております。

続きまして、社会保険等の未加入業者の元請からの排除、元請業者による未加入業者との下請契約の禁止及び下請からの排除についてお答えをいたします。

今回対象となっている社会保険は医療保険、年金保険、雇用保険の3つとなっております。社会保険未加入問題への対策は、平成28年度までの目標期間の中で、行政、建設業界が一体となって取り組むことにより、許可業者について加入率100%を目指そうというものでございます。元請業者は、自らが加入するだけでなく、下請業者への社会保険への加入指導が義務づけられております。社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインが

改定され、社会保険加入の徹底に向けた取り組みが町にも求められております。

松茂町におきましても、下請業者が社会保険に加入をしているか、元請業者が提出する施工体制台帳等により確認し、未加入の場合、元請業者に社会保険への加入を指導するよう働きかけてまいりたいと考えております。28年度末までに、必要に応じ、未加入下請業者を使った場合の対策を考えてまいります。

以上でお答えとさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【春藤康雄君】 川田議員。

○2番【川田 修君】 ご答弁いただきました。1番目には、町として対処をできているということでございますので、再問はしません。

続いて、3番目の項目に移ります。町内業者の育成について質問をします。

公共工事が減少する中、町内建設業者は、他市町や県外に活路を求めて努力をしております。町内建設工事の担い手確保育成の観点から質問をさせていただきます。

松茂町上水道事業の配水管布設工事については、町内水道業者の施工と町外の水道業者の施工する工事に分けて発注していることは承知をしております。そこで、町外の業者を指名する水道工事について、町内の建設業者で水道工事の参加要件を満たす業者を参入させることはできないのでしょうか、質問をします。町としての答弁をお願いします。

○議長【春藤康雄君】 広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 この件につきましては、私の方からご答弁をいたしたいと思っております。

ご指摘のとおり、町内の建設業者の育成ということで、私も、町長に就任いたしましてこのとおりのことをできる限りしてきたつもりであります。その町内業者育成には、やはりその辺についての業者の資質、また、それだけの実力、こういうことも踏まえた上で、公共事業でありますので、しっかりと、できる業者を選定するということが一番だろうと思います。

その中で、特に、水道事業でございますが、配水管布設工事につきましては、ご指摘のとおり、現在は、施工規模別におきまして町内の水道業者を指名する工事と、町外の県内大手水道業者を指名する工事とに分けて発注をしております。ご質問の町外の県内大手水道業者発注工事分についての町内の建設業者の入札に参入をできないかということにつきましては、町内建設業者で水道を申請する業者がおらなんだもんですから、こういう業者について掘り起こしを行いまして、水道施設工事についての技術、資格等をしっかりと有

し、該当する業者の選定審査を行いまして、資格等の条件が有しておれば、先ほど申し上げたように、町内業者育成という観点からも入札に参加をできるようにしてまいりたいとこのように考えて、今後、こういう方法でやっていきたいとこのように考えております。

以上でございます。

○議長【春藤康雄君】 川田議員。

○2番【川田 修君】 ありがとうございます。いわゆる有資格、技術的に技術者の条件も施工能力もあるところについては審査をして参入を考えていくというご答弁だったと思います。私にしてみれば、二十数年前から要望を続けておったことがかなえられるというようなご答弁をいただきましたので、再問はしません。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、通告をしてあります質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長【春藤康雄君】 続きまして、通告のありました4番、立井議員にお願いします。立井議員。

○4番【立井武雄君】 皆さん、おはようございます。それでは、議長の許可が出ましたので、私の一般質問を行います。

質問は、公園と遊歩道についてであります。公園は、町における緑とオープンスペースにより、町の災害に対する安全性の確保、健康の増進、公害の防止、レクリエーション、スポーツ、文化活動などの需要に対処する多目的機能を有する重要な施設です。地震災害時における避難地、避難路、火災の延焼防止の効果、また、レクリエーションなどの利用による心身の健康づくり、さらに、高齢化社会に対応した住みよい安らぎのある環境の創出と住民のコミュニティの増進につながっています。すなわち、公園は生活の潤いの場としての役割を担っています。本町には、都市公園のほか多種の公園が町内に整備されており、県内でも、1人当たりの公園面積は県平均を大きく上回っていると伺っています。

さて、中喜来群恵地区には、ふれあいきゆうない公園、向喜来緑地があります。別名、果樹公園と呼ばれているそうですが、園内には、樹木のほかに果樹が14種類、60本程度植えられています。公園に果樹が植えられているのは非常に珍しいと思います。訪れた人々が果実の生長を話題に交流も深まるでしょうし、特に、子どもたちに果実の生長を学習してもらいたいものです。

そこで、公園整備から年数が経過しておりますので、樹木のうち、特に果樹に関して名

札がないものには、果樹名の表示を行い、果実の生長を来園者が観察できるよう肥培管理に取り組んでいただきたいと思います。町のお考えを伺います。

○議長【春藤康雄君】 原田産業環境課長。

○産業環境課長【原田 賢君】 産業環境課所管のふれあいきゅうない公園、及び向喜来緑地の管理について答弁させていただきます。

松茂町では、これまで住環境の施策として、町民の皆様の身近な遊び、憩い、交流の場、そして、幼児から高齢者まで安心して利用できる公園や緑地を整備してまいりました。ふれあいまる池きゅうない公園、及び向喜来緑地公園は、昆虫・魚類の観察や果実のなる植物などに直接触れることができる自然観察をコンセプトに整備されました。特に、ベンチや日よけとなるあずまや、遊具、トイレなどを備えた向喜来緑地は、平成19年度防衛施設周辺対策事業、徳島航空基地周辺公園設置事業の補助により平成20年3月に完成をいたしました。約4,000㎡の敷地内に高木・低木を含め約2,000本の樹木がございまして、中でも果樹は14種類、約60本が植えられ、公園完成後7年を経過し、木々は花を咲かせ実を結んでおります。こうして町民の皆様が花や実と直接触れ、観察することで植物の学習ができる場として提供いたしております。また、健康遊具を6基設置しており、町民の皆様の健康のため、軽い運動ができるようにもいたしております。

立井議員からの、果樹に関して名札のないものには樹木名の表示を行い、果実の生長を来園者が観察できるよう肥培管理等に取り組めないかのご質問でございますが、まず、子どもたちの自然学習の一助として植物への関心をより高めるため、今後、予算の範囲内において、外れてしまった案内札の修繕や、花や樹木、果樹の分かりやすい説明看板を設置するなどの対応をいたしたいと思っております。木が枯れたりして植え替えを行う場合などにおいては、花や果実の季節を考慮して植樹してまいりたいと思っております。残念ながら器具等にいたずらされることもございますけれども、いたずら防止、それから、利用者の安全に努め、多くの方に公園を利用していただくために、さらに周知を図り利用者の拡大を図ってまいります。果実に触れるということがこの公園の本来の趣旨でございますので、果実がより実るよう、ぜひ、土づくりなど肥培管理に努め、今後も適正に公園を管理してまいりたいと考えております。町民の憩いの場としてさらに充実したものとしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長【春藤康雄君】 立井議員。

○4番【立井武雄君】 ご答弁ありがとうございます。



次に、遊歩道についてでございますが、役場庁舎東側のまる池から、松茂町の総合体育館東側の、通称タコ公園を結ぶ総延長約1.5kmの遊歩道を現在建設中ですが、町民に活用・周知はどのように図る予定でしょうか。まる池からふれあいきゅうない公園から図書館、歴史民俗資料館から通称タコ公園の周遊コースを町民が散策するなど、町のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長【春藤康雄君】 井上建設課長。

○建設課長【井上雅史君】 建設課で施工をいたしておりますふれあいまる池公園から松茂中央公園をつなぐ歩道整備事業についてお答えをいたします。

役場東にあるふれあいまる池公園から本町の主要な文教施設を通過しながら松茂中央公園まで散策を楽しんでいただくため、安全で安心な歩行エリアを確保し、子どもから大人まであらゆる年齢層が利用できる交流ネットワークの拡大を図る整備をいたしております。平成22年度から工事に着手し整備を進め、事業の完了が平成29年度末を予定いたしております。工事の終わったところは既に散策などにご利用いただいているところでございます。完成には時間がかかることから、完成した際に何をするか、具体的な方法等は決まっておりませんが、歩くときの目安になるよう、歩道に距離標の設置や、周辺にある文教施設等の説明をとり入れたガイドマップを作成し配布するなど、多くの方にご利用いただけるよう周知に努めたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長【春藤康雄君】 立井議員。

○4番【立井武雄君】 健康が第一ということで、歩くことも特に大切だと思います。ご答弁ありがとうございました。

私も、あと2年で高齢者と呼ばれる年を迎えようとしています。安心安全、確実、ゆとりを持ち、魚のはねる音、小鳥のさえずり、虫の鳴き声などを聞きながら、孫とともに散策できる遊歩道の完成を期待して一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長【春藤康雄君】 以上で通告による一般質問はこれで終わりました。

一般質問を終了いたします。

---

○議長【春藤康雄君】 日程第2、承認第1号、「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第6、議案第42号「平成27年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）」まで、承認1件と議案4件を一括して議題といたします。

以上、承認1件と議案4件につきましては各委員会に付託をしたいと思います。付託

の前に総括的な質疑を行います。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですので、これで質疑を終結させていただきます。

---

○議長【春藤康雄君】 お諮りをいたします。

ただいま議題となっております承認1件と議案4件については、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ所管の委員会に付託をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【春藤康雄君】 異議なしと認めます。

よって、承認1件と議案4件についてはそれぞれ所管の委員会に付託することに決定をいたしました。

議案付託表配付のため、小休をします。

午前10時51分小休

---

午前10時52分再開

○議長【春藤康雄君】 再開をいたします。

議案付託表を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長【古川和之君】 失礼します。ただいま配付いたしました議案付託表をご覧ください。

まず、総務常任委員会。

承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

専決第 4号 松茂町税条例等の一部を改正する条例

専決第 8号 平成26年度松茂町一般会計補正予算(第7号)(所管分)

議案第39号 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う  
徳島県市町村総合事務組合同規約の変更について

議案第40号 平成27年度松茂町一般会計補正予算(第1号)(所管分)

以上が総務常任委員会に付託する議案でございます。

産業建設常任委員会。

承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

専決第 8号 平成26年度松茂町一般会計補正予算(第7号)(所管分)

専決第 9号 平成26年度松茂町公共下水道特別会計補正予算(第5号)

専決第10号 平成26年度松茂町水道特別会計補正予算(第4号)

議案第40号 平成27年度松茂町一般会計補正予算(第1号)(所管分)

議案第42号 平成27年度松茂町水道特別会計補正予算(第1号)

以上が産業建設常任委員会に付託する議案でございます。

教育民生常任委員会。

承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

専決第 5号 松茂町国民健康保険条例の一部を改正する条例

専決第 6号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第 7号 子ども・子育て支援法第87条の規定により過料に関する条例の一部を改正する条例

専決第 8号 平成26年度松茂町一般会計補正予算(第7号)(所管分)

議案第40号 平成27年度松茂町一般会計補正予算(第1号)(所管分)

議案第41号 平成27年度松茂町介護保険特別会計補正予算(第1号)

以上が教育民生常任委員会に付託する議案でございます。

○議長【春藤康雄君】 ただいま事務局長が朗読をいたしました議案付託につきまして、先般開催されました議会運営委員会におきましてそのように案を決定していただいたわけでございますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【春藤康雄君】 異議なしと認めます。

よって、承認第1号と議案第39号から議案第42号までの各議案について、お手元に配付の議案付託表のとおり付託することに決定をいたしました。

念のため、委員会の日程について事務局より説明をいたします。

○議会事務局長【古川和之君】 失礼します。ただいま配付いたしました議案付託表の裏面をご覧ください。常任委員会日程表でございます。開催場所は、松茂町役場、3階、301委員会室で行います。

教育民生常任委員会、6月15日、月曜日、午前10時から。

産業建設常任委員会、6月15日、月曜日、午後1時から。

総務常任委員会、6月15日、月曜日、午後3時から開会いたしますので、よろしくお

願いをいたします。

以上でございます。

○議長【春藤康雄君】 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りをいたします。

明日6月13日から6月21日までの9日間は、委員会審査のため休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【春藤康雄君】 異議なしと認めます。

よって、明日6月13日から6月21日までの9日間は、休会と決定いたしました。

次回は、6月22日、午後1時30分から再開をいたします。

本日は、これで散会いたします。どうもありがとうございました。

午前10時56分散会